

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和四年十一月一日から令和五年三月一日
までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してく
ださい。

令和四年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 モンベル アウトドアヴィレッジ奈良店

所在地 奈良市八条町三六九番一ほか

二 変更のあった事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）モンベル奈良市八条町計画

（変更後）モンベル アウトドアヴィレッジ奈良店

三 変更年月日

令和四年八月十五日

四 届出年月日

令和四年十月十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和四年十一月一日から令和五年三月一日まで。ただし、奈良県の休日を含め

ず。例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで